神奈川県後期高齢者医療広域連合告示第２３号

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５８条の２第３項及び神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１９年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第１８号）第４条の規定に基づき、令和７年度の神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の概要を別紙のとおり公表する。

令和８年１１月４日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長　　本村　賢太郎

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

1　職員の任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法252条の17第１項の規定に基づく神奈川県及び県内関係市からの派遣職員で構成されており、職員は派遣元県及び市と、広域連合との身分を併任しています。また、議会、選挙管理委員会及び監査の職員は神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局職員が兼務しています。

（１）職員数の状況（各年度４月１日現在）

ア　神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

年度	令和７年度	令和８年度	対前年増減数
職員数	53人	53人	０人

※広域連合職員定数条例による定数　54人

イ　神奈川県後期高齢者医療広域連合議会事務局

年度	令和７年度	令和８年度	対前年増減数
職員数	６人	５人	△１人

ウ　神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会事務局

年度	令和７年度	令和８年度	対前年増減数
職員数	４人	４人	０人

エ　神奈川県後期高齢者医療広域連合監査事務局

年度	令和７年度	令和８年度	対前年増減数
職員数	４人	４人	０人

（２）職員の任命等の状況

ア　神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

区分	令和７年度
併任発令者数	16人
併任解除者数	25人

イ　神奈川県後期高齢者医療広域連合議会事務局

区分	令和７年度
併任発令者数	１人
併任解除者数	４人

ウ　神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会事務局

区分	令和７年度
併任発令者数	１人
併任解除者数	３人

エ　神奈川県後期高齢者医療広域連合監査事務局

区分	令和７年度
併任発令者数	１人
併任解除者数	３人

（３）年齢別職員数の状況（令和８年３月３１日現在）

区分	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上
職員数	0人	0人	10人	15人	7人	6人	5人	5人	4人	1人

（４）職員の平均年齢（令和８年３月３１日現在）

令和７年度平均年齢：38.4歳

２　職員の人事評価の状況

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握し、職員の育成を図っています。

３　職員の給与の状況

県内関係市からの派遣職員の給与については、県内関係市の規定に基づき、県内関係市が支給し、その経費は広域連合が負担しています。県からの派遣職員の給与については、県の規定に基づき、県が支給及び負担しています。

（１）特別職の報酬等の状況

次の非常勤特別職の報酬については、広域連合が支給しています。

職　名		報　酬　額
広域連合長		支給しない
副広域連合長		支給しない
議長		日額　15,000 円
副議長		日額　13,000 円
議員		日額　10,000 円
選挙管理委員会	委員長	日額　7,000 円
	委員	日額　6,000 円
監査委員	代表監査委員	日額　7,000 円
	監査委員	日額　6,000 円
運営協議会委員		支給しない
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額　16,000 円
行政不服審査会委員		日額　16,000 円

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間等について

勤務時間	８時 30 分から 17 時 15 分まで
休憩時間	12 時 00 分から 13 時 00 分まで
週 休 日	日曜日及び土曜日
休　　日	国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 12 月 29 日から翌年１月３日までの日

（２）年次休暇の概要と取得状況について

原則として１年に 20 日の有給休暇が与えられます。

令和７年度平均取得日数：16.7 日

（３）特別休暇の概要について

次の特別な事由に該当する場合は、特別休暇を取得することができます。

事由	期間
選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁へ出頭	必要と認める期間
地震、水害、火災その他非常災害による交通遮断	必要と認める期間
地震、水害、火災その他非常災害による職員の住居滅失、破壊	15 日の範囲内で必要と認める期間
交通機関の事故等の不可抗力の事故	必要と認める期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による入院又は交通の遮断	必要と認める期間
職員の婚姻	５日と当該職員の派遣元公共団体における関係規定の日数とを比較して多い日数の範囲内で必要と認める期間
不妊治療に係る通院等	１の年度につき５日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合は、10 日）の範囲内で必要と認める期間
妊娠中の女性職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠 23 週までは４週間に１回、妊娠 24 週から 35 週までは２週間に１回及び妊娠 36 週から出産までは１週間に１回必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康維持に支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて１日につき１時間の範囲内で必要と認める時間
妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	７日の範囲内で必要と認める期間

女性職員の出産	出産予定日以前８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）目に当たる日から出産の日後８週間（多胎妊娠の場合にあっては、10 週間）目に当たる日までの期間（以下産前産後期間という。）
職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産	３日の範囲内で必要と認める期間
女性職員の生理	２日の範囲内で必要と認める期間
職員が生後満１年６月に達しない子を育てる場合	１日２回、１回 30 分の範囲内で必要と認める時間
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	５日の範囲内で必要と認める期間
９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が当該子の看護等（負傷、疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典へ参加することをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年度につき５日の範囲内で必要と認める期間（当該子が２人以上の場合は、10 日の範囲内の期間）
職員の親族の死亡	別表１に定める範囲内で必要と認める期間
配偶者、父母又は子の祭日	１日、ただし遠隔の地に赴く必要がある場合は、往復に要する日数を加算できる。
夏季における健康維持	６月１日から 10 月 31 日までの間に５日と当該職員の派遣元公共団体における関係規定の日数とを比較して多い日数の範囲内

骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等	必要と認める期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる場合を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年度につき、５日間の範囲内で必要と認める期間
負傷、疾病又は老齢により２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者で、別表２に定める者の介護その他の世話を行う場合	１の年度につき５日の範囲内で必要と認める期間（要介護者が２人以上の場合は、10 日の範囲内の期間）

別表１（職員の親族の死亡）

死亡した者		日　数
配偶者		10 日
血族	父母	７日
	子	７日
	祖父母、兄弟姉妹	３日
	孫、伯叔父母	１日
姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	３日
	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の伯叔父母、子の配偶者、祖父母の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、伯叔父母の配偶者	１日

別表２

同居・別居を問わない者	同居を条件とする者
配偶者（内縁関係にある者を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹	職員や配偶者との間において事実上父母や子と同様の関係と認められる者（父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者又は配偶者の子）

（４）介護休暇の概要と取得状況

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の無給の休暇です。（連続する６月の期間内で必要と認められる期間取得できます。）

令和７年度については、取得実績は０人です。

（５）病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間認められる有給の休暇です。

令和７年度については、取得実績は１９人です。

５　職員の休業に関する状況

（１）育児休業等の概要と取得状況

ア　育児休業

職員が３歳に満たない子を養育するため、その子が３歳に達する日まで育児休業をすることができます。

令和７年度については、取得実績は１人です。

イ　部分休業

（ア）第１号部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日の勤務時間のうち２時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

令和７年度については、取得実績は０人です。

（イ）第２号部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１年につき１０日相当（７７時間３０分）を超えない範囲で部分休業をすることができます。

令和７年度については、取得実績は０人です。

６　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分の状況

県及び県内関係市の条例等の規定に基づき、県及び県内関係市と協議の上、県及び県内関係市で処分します。

令和７年度については、処分はありません。

（２）懲戒処分の状況

広域連合の職務に関連する懲戒処分については広域連合の条例等に基づき処分します。県職員については、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度県と協議します。

令和７年度については、処分はありません。

７　職員の服務状況

（１）職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は研修を受ける場合や人間ドックの利用などに限り免除されます。

令和７年度については、承認件数は３５件です。

（２）営利企業等の従事許可制度の概要と許可の状況

職員が営利企業等に従事する場合は、広域連合長の許可が必要となります。

令和７年度については、許可はありません。

８　職員の退職管理の状況

原則、派遣元に帰任後に退職することになるため、退職者は発生しません。

９　職員の研修の状況

業務上必要となる知識や技術の向上のための研修（会計年度任用職員制度、個人情報保護事務、会計事務等）を受講しており、人材育成を図っています。

その他、県及び県内関係市主催の研修にも、職員が参加しています。

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）共済制度等に関する状況

県及び県内関係市で加入している共済組合及び健康保険組合において適用を受けます。

（２）福利厚生制度に関する状況

県及び県内関係市の福利厚生制度の適用を受けます。

（３）公務災害補償制度

公務上の又は通勤による災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

令和７年度においては公務災害及び通勤災害の認定事案はありません。

（４）公平委員会に関すること

職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談を公平委員会等にすることができます。

令和７年度においては勤務条件に関する措置要求事案及び不利益処分に関する審査請求事案はありません。